

東海旅客鉄道株式会社ＩＣカード乗車券運送約款の一部改正
(ＴＯＩＣＡ利用エリア拡大等に伴う改正)

現行	改正
目 次 第１章 総則（第１条―第１７条） 第２章 ＴＯＩＣＡ（第１８条―第３１条） 第３章 ＴＯＩＣＡ定期券（第３２条―第４３条） 第４章 ＩＣカード乗車券の相互利用（第４４条―第４６条） 第１章 総則 (この約款の目的) 第１条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、ＩＣカードを媒体とした定期乗車券及びストアードフェアカード（以下「ＩＣカード乗車券」といいます。）による当社線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。 (適用範囲) 第２条 ＩＣカード乗車券による当社線に係る旅客の運送等については、この約款の定めるところによります。ただし、ＩＣカード乗車券をＥＸサービス運送約款（平成２０年３月社通達第７３号）第２条第１項第１３号に定めるＥＸ－ＩＣカード等として使用する場合（以下「ＥＸ－ＩＣカード等としての使用」といいます。）については、ＥＸサービス運送約款の定めるところによります。 ２ この約款が改定された場合、以後のＩＣカード乗車券による旅客の運送<u>等について</u>は、改定された約款の定めるところによります。 (中略) (利用エリア)	目 次 第１章 総則（第１条―第１７条） 第２章 ＴＯＩＣＡ（第１８条―第３１条） 第３章 ＴＯＩＣＡ定期券（第３２条―第４３条） 第４章 ＩＣカード乗車券の相互利用（第４４条―第４６条） <u>第５章 <u>ＴＯＩＣＡ乗車券の他社における発売</u>（第４７条―第４８条）</u> 第１章 総則 (この約款の目的) 第１条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、ＩＣカードを媒体とした定期乗車券及びストアードフェアカード（以下「ＩＣカード乗車券」といいます。）による当社線に係る旅客の運送<u>並びにＴＯＩＣＡ乗車券等</u>について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。 (適用範囲) 第２条 ＩＣカード乗車券による当社線に係る旅客の運送<u>及びＴＯＩＣＡ乗車券等について</u><u>のサービス内容とご利用条件</u>は、この約款の定めるところによります。ただし、ＩＣカード乗車券をＥＸサービス運送約款（平成２０年３月社通達第７３号）第２条第１項第１３号に定めるＥＸ－ＩＣカード等として使用する場合（以下「ＥＸ－ＩＣカード等としての使用」といいます。）については、ＥＸサービス運送約款の定めるところによります。 ２ この約款が改定された場合、以後のＩＣカード乗車券による旅客の運送<u>及びＴＯＩＣＡ乗車券等について</u><u>のサービス内容とご利用条件</u>は、改定された約款の定めるところによります。 (中略) (利用エリア)

現行	改正
第7条 TOICA乗車券の利用エリア（以下「利用エリア」といいます。）は別表第1に定める範囲とし、発着、経由とも利用エリアを越えてのご利用はできません。 (中略) (発売箇所) 第9条 TOICA乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）は、EX約款第1条第3項第1号に掲げる会員規約等のうち、次の各号に掲げるもの（以下「EX-ICサービス規約」といいます。）に基づき取り扱うものとします。 (中略) (5) JR東海EX-ICサービス規約（E予約専用会員用） (中略) (ICカードの所有権) 第12条 TOICA乗車券に使用するICカードの所有権は当社に帰属し、当社はTOICA乗車券を発売するにあたり、ICカードを旅客に貸与するものとします。 (中略) (小児用TOICAの発売) 第19条 小児用TOICAの購入の申し出があったときは、使用者の12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日（誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日）までの間使用することができるICカードを媒体として、小児用TOICAを発売します。	第7条 <u>当社線における</u> TOICA乗車券の利用エリア（以下「利用エリア」といいます。）は別表第1に定める範囲とし、発着、経由とも利用エリアを越えてのご利用はできません。 <u>2 前項の定めにかかわらず、当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が経営する路線（以下「他社線」といいます。）のうち別表第1の2に定める他社線であって当該別表に定める接続駅において乗り継ぐ場合に限って、当該他社線と利用エリアをまたがって乗車することができます。</u> (中略) (発売箇所) 第9条 TOICA乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）は、EX約款第1条第3項第1号に掲げる会員規約等のうち、次の各号に掲げるもの（以下「EX-ICサービス規約」といいます。）に基づき取り扱うものとします。 (中略) (5) JR東海EX-ICサービス規約（E予約専用会員用） <u>2 前項によるほか、第47条の規定により、他社がTOICA乗車券の発売を行う場合、その発売箇所は他社が別に定めます。</u> (中略) (ICカードの所有権) 第12条 TOICA乗車券に使用するICカードの所有権は、<u>TOICA乗車券の発売箇所にかかわらず</u>当社に帰属し、当社はTOICA乗車券を発売するにあたり、ICカードを旅客に貸与するものとします。 (中略) (小児用TOICAの発売) 第19条 小児用TOICAの購入の申し出があったときは、使用者の12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日（誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日）までの間使用することができるICカードを媒体として、小児用TOICAを発売します。

現行	改正
(中略) 2 旅客は小児用TOICAの購入に際して、使用者の氏名、生年月日、性別を窓口で申告し、かつ公的証明書等の提示により申告内容を証明しなければなりません。 (中略) (TOICAの障害再発行) 第27条 TOICAの破損等によってTOICAの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該TOICAのSF残額と同額のSF残額をもつTOICAの再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)は、EX-ICサービス規約に基づき取り扱うものとします。 2 前項に規定する取扱いは、旅客が、<u>当社が別に定める申込書(以下「再発行等申込書」といいます。)</u>に必要事項を記入し、当社が別に定めるTOICA乗車券の払いもどしを行う箇所(以下「払いもどし取扱箇所」といいます。)に提出したときに限り取り扱うものとします。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。 (中略) (TOICA定期券への変更) 第31条 旅客は、定期乗車券機能が必要となった場合は、TOICAのSF残額及びデポジットを引き継いでTOICA定期券への変更の申し出をすることができます。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)からTOICA定期券への変更をすることはできません。	(中略) 2 旅客は小児用TOICAの購入に際して、使用者の氏名、生年月日、性別を窓口で申告し、かつ公的証明書等の提示により申告内容を証明しなければなりません。 <u>3 旅客は、小児用TOICAに登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを小児用TOICAの発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、当社が別に定める申込書(以下「再発行等申込書」といいます。)</u>を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該小児用TOICAの記名人本人又は代理人であることを証明しなければなりません。 (中略) (TOICAの障害再発行) 第27条 TOICAの破損等によってTOICAの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該TOICAのSF残額と同額のSF残額をもつTOICAの再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)は、EX-ICサービス規約に基づき取り扱うものとします。 2 前項に規定する取扱いは、旅客が<u>再発行等申込書</u>に必要事項を記入し、当社が別に定めるTOICA乗車券の払いもどしを行う箇所(以下「払いもどし取扱箇所」といいます。)に提出したときに限り取り扱うものとします。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。 (中略) (TOICA定期券への変更) 第31条 旅客は、定期乗車券機能が必要となった場合は、TOICAのSF残額及びデポジットを引き継いでTOICA定期券への変更の申し出をすることができます。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)からTOICA定期券への変更をすることはできません。

現行	改正
2 TOICAからTOICA定期券への変更の申し出があったときは、<u>旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券又は同第36条に定める通学定期乗車券(同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。)</u>を発売します。この場合<u>の定期乗車券の経路及び区間は利用エリア内に限ります。</u> (中略) (TOICA定期券の発売) 第32条 TOICA定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のいずれかに定める定期乗車券を発売します。 (1) 旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券 (2) 連絡規則第24条に規定する通勤定期乗車券 <u>(身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。)</u> (3) 旅客規則第36条に定める通学定期乗車券(同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。) (4) 連絡規則第25条に規定する通学定期乗車券(同条第4項に定める実習用通学定期乗車券<u>並びに身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券</u>を除きます。) 2 前項により発売する定期乗車券の経路及び区間は利用エリア内に限ります。また、前項第2号又は第4号により発売する定期乗車券は近畿日本鉄道との連絡運輸となるもののうち、名古屋駅又は桑名駅を接続駅とするもの<u>に限って発売します。</u> (中略) 5 旅客はTOICA定期券の購入に際して使用者の氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。なお、小児用TOICA定期券の購入に際しては、公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、生年月日、性別を証明しなければなりません。	2 TOICAからTOICA定期券への変更の申し出があったときは、<u>第32条第1項各号</u>に定める定期乗車券を発売します。この場合、<u>定期乗車券の当社線の経路及び区間は利用エリア内に限ります。</u> (中略) (TOICA定期券の発売) 第32条 TOICA定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のいずれかに定める定期乗車券を発売します。 (1) 旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券 (2) 連絡規則第24条に規定する通勤定期乗車券 (3) 旅客規則第36条に定める通学定期乗車券(同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。) (4) 連絡規則第25条に規定する通学定期乗車券(同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。) 2 前項により発売する定期乗車券の<u>当社線の経路及び区間は利用エリア内に限ります。</u>また、前項第2号又は第4号により発売する定期乗車券は、<u>近畿日本鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち、名古屋駅又は桑名駅を接続駅とするもの(ただし、身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。)</u>及び<u>愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるものに限り</u><u>ます。</u> (中略) 5 旅客はTOICA定期券の購入に際して使用者の氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。なお、小児用TOICA定期券の購入に際しては、公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、生年月日、性別を証明しなければなりません。 <u>6 旅客は、TOICA定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、</u>

現行	改正
<u>6</u> 第1項及び第31条第2項の規定によりTOICA定期券を発売する場合は、旅客規則第37条の規定を準用することがあります。 (中略) (他社線でのTOICA乗車券による乗車等の取扱方) 第44条 第7条の規定にかかわらず、別表第5に掲げる<u>当社以外の交通事業者</u> <u>(以下「他社」といいます。)</u>が経営する路線(以下「他社線」といいます。) 内において、TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行います。 (他社線内における取扱い) 第45条 他社線内におけるTOICA乗車券による乗車等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。	<u>これをTOICA定期券の発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人(小児用TOICA定期券にあっては、記名人本人又は代理人)であることを証明しなければなりません。</u> <u>7</u> 第1項及び第31条第2項の規定によりTOICA定期券を発売する場合は、旅客規則第37条の規定を準用することがあります。 (中略) (他社線でのTOICA乗車券による乗車等の取扱方) 第44条 第7条<u>第1項</u>の規定にかかわらず、別表第5に掲げる<u>他社線</u>内において、TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行います。 (他社線内における取扱い) 第45条 他社線内におけるTOICA乗車券による乗車等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。 <u>2 前項による取扱いに必要な範囲で、当社は、TOICA乗車券に関して当社が保有する個人情報を当該他社に提供する場合があります。</u> <u>(利用エリアと他社線を乗り継ぐ場合等の使用方法)</u> <u>第45条の2 利用エリアと他社線を乗り継ぐ場合の使用方法是、第8条第1項の規定を準用し、接続駅の自動改札機により、利用エリアと他社線それぞれの入場及び出場に必要な改札を受けなければなりません。ただし、第7条第2項の規定により乗車する場合を除きます。</u> <u>2 当社及び他社が共同で使用する駅(以下「共同使用駅」といいます。)で入場又は出場する場合で、他社線に乗車するときは、当該駅の自動改札機により、他社線の入場又は出場に必要な改札を受けなければなりません。ただし、別表第1の2に定める接続駅を除きます。</u> <u>(利用エリアと他社線をまたがって乗車する場合等のSFの減額)</u> <u>第45条の3 第7条第2項の規定により乗車する場合は、出場駅において、第20条又は第33条の規定による当社の普通旅客運賃と当該他社の定める普通旅</u>

現行	改正
(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方) 第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。 (中略) 3 第1項の規定により乗車等の取扱いを行う場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第20条、第21条第1項、第22条から第26条まで、第29条、第30条、第33条、第34条第1項、第35条、第36条、第37条第1項、第39条、第42条及び第43条第1項の規定を準用します。ただし、第17条に規定するSF利用履歴の確認にあつては、当社内の利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。 (中略) 6 第3項の規定にかかわらず、第1項第3号に規定するICカード乗車券のうち携帯電話機等を媒体としたものについては、第8条第3項、同条第4項、第	<u>客運賃との合算額をTOICA乗車券のSFから減額します。なお、この場合であつて、旅客が他社線を通り、前後の当社線にまたがって乗車するときの当社線の運賃は、前後の区間それぞれの運賃の合算額となります。</u> <u>2 TOICA乗車券により、次の各号に定める方法で乗車する場合は、当該各号に定める運賃をTOICA乗車券のSFから減額します。</u> <u>(1) 利用エリアと他社線をまたがって乗車する場合で、乗車区間の入場駅と出場駅が当社線となる場合は、両駅間の経路に他社線を含む場合であっても、全乗車区間について当社線を利用するときの第20条又は第33条の規定による当社の普通旅客運賃</u> <u>(2) 前号に該当しない場合で、岡崎駅において別表第1の2に定める他社線の乗車に必要な改札を受けることなく利用エリアと当該他社線をまたがって乗車するとき又は当該他社線に乗車するときは、当社線の高蔵寺駅を経由するときの第20条又は第33条の規定による当社の普通旅客運賃と当該他社の定める普通旅客運賃との合算額</u> (TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方) 第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。 (中略) 3 第1項の規定により乗車等の取扱いを行う場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第20条、第21条第1項、第22条から第26条まで、第29条、第30条、第33条、第34条第1項、第35条、第36条、第37条第1項、第39条、第42条、<u>第43条第1項、第45条の2及び第45条の3</u>の規定を準用します。ただし、第17条に規定するSF利用履歴の確認にあつては、当社内の利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。 (中略) 6 第3項の規定にかかわらず、第1項第3号に規定するICカード乗車券のうち携帯電話機等を媒体としたものについては、第8条第3項、同条第4項、第

現行	改正																																				
15 条及び第 17 条の規定は準用しません。	15 条及び第 17 条の規定は準用しません。 第 5 章 TOICA 乗車券の他社における発売 (TOICA 乗車券を発売する他社) 第 47 条 TOICA 乗車券は、別表第 6 に定める他社において発売等を行うことがあります。 2 他社における TOICA 乗車券の発売や払いもどし等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。 (他社において発売する TOICA 定期券に係る当社における取扱い) 第 48 条 前条第 1 項の定めにより、他社において発売した TOICA 定期券については、当社では原則として次の各号に定める取扱いができません。 (1) 第 32 条第 6 項に定める記名人の氏名等の変更 (2) 第 34 条第 2 項に定める再印字 (3) 第 38 条に定める紛失再発行 (ただし、同条第 1 項に定める使用停止措置及び同条第 4 項に定めるデポジットの返却を除く) (4) 第 40 条に定める障害再発行 (ただし、これに係る使用停止措置を除く) (5) 第 41 条に定める払いもどし																																				
別表第 1 (第 7 条) 利用エリア	別表第 1 (第 7 条第 1 項) 利用エリア																																				
<table> <tr> <th>線区名</th><th>区間</th></tr> <tr> <td>東海道本線</td><td>函南・<u>関ヶ原</u>間</td></tr> <tr> <td>御殿場線</td><td><u>御殿場</u>・沼津間</td></tr> <tr> <td>身延線</td><td>富士・西富士宮間</td></tr> <tr> <td>飯田線</td><td>豊橋・豊川間</td></tr> <tr> <td>武豊線</td><td>大府・武豊間</td></tr> <tr> <td>中央本線</td><td>中津川・金山間</td></tr> <tr> <td>太多線</td><td>多治見・美濃太田間</td></tr> <tr> <td>高山本線</td><td>岐阜・美濃太田間</td></tr> </table>	線区名	区間	東海道本線	函南・ <u>関ヶ原</u> 間	御殿場線	<u>御殿場</u> ・沼津間	身延線	富士・西富士宮間	飯田線	豊橋・豊川間	武豊線	大府・武豊間	中央本線	中津川・金山間	太多線	多治見・美濃太田間	高山本線	岐阜・美濃太田間	<table> <tr> <th>線区名</th><th>区間</th></tr> <tr> <td>東海道本線</td><td>函南・<u>醒ヶ井</u>間</td></tr> <tr> <td>御殿場線</td><td><u>下曽我</u>・沼津間</td></tr> <tr> <td>身延線</td><td>富士・西富士宮間</td></tr> <tr> <td>飯田線</td><td>豊橋・豊川間</td></tr> <tr> <td>武豊線</td><td>大府・武豊間</td></tr> <tr> <td>中央本線</td><td>中津川・金山間</td></tr> <tr> <td>太多線</td><td>多治見・美濃太田間</td></tr> <tr> <td>高山本線</td><td>岐阜・美濃太田間</td></tr> </table>	線区名	区間	東海道本線	函南・ <u>醒ヶ井</u> 間	御殿場線	<u>下曽我</u> ・沼津間	身延線	富士・西富士宮間	飯田線	豊橋・豊川間	武豊線	大府・武豊間	中央本線	中津川・金山間	太多線	多治見・美濃太田間	高山本線	岐阜・美濃太田間
線区名	区間																																				
東海道本線	函南・ <u>関ヶ原</u> 間																																				
御殿場線	<u>御殿場</u> ・沼津間																																				
身延線	富士・西富士宮間																																				
飯田線	豊橋・豊川間																																				
武豊線	大府・武豊間																																				
中央本線	中津川・金山間																																				
太多線	多治見・美濃太田間																																				
高山本線	岐阜・美濃太田間																																				
線区名	区間																																				
東海道本線	函南・ <u>醒ヶ井</u> 間																																				
御殿場線	<u>下曽我</u> ・沼津間																																				
身延線	富士・西富士宮間																																				
飯田線	豊橋・豊川間																																				
武豊線	大府・武豊間																																				
中央本線	中津川・金山間																																				
太多線	多治見・美濃太田間																																				
高山本線	岐阜・美濃太田間																																				

現行		改正		
関西本線	名古屋・ <u>四日市</u> 間	関西本線	名古屋・ <u>亀山</u> 間	
(注) 新幹線は利用できません。ただし、第 35 条の 2 に定める場合を除きます。		(注) 新幹線は利用できません。ただし、第 35 条の 2 に定める場合を除きます。		
別表第 5（第 44 条）TOICA 乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		<u>別表第 1 の 2（第 7 条第 2 項） TOICA 乗車券により利用エリアにまたがって乗車することができる他社線とその接続駅</u>		
		<u>他社線</u>	<u>区間</u>	<u>当社線との接続駅</u>
		<u>愛知環状鉄道株式会社線</u>	<u>岡崎・高蔵寺間</u>	<u>高蔵寺</u>
別表第 5（第 44 条）TOICA 乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		別表第 5（第 44 条）TOICA 乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		
鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社、（中略）愛知高速交通株式会社、京阪電気鉄道株式会社、（中略）熊本電気鉄道株式会社	鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社、（中略）愛知高速交通株式会社、 <u>愛知環状鉄道株式会社</u> 、京阪電気鉄道株式会社、（中略）熊本電気鉄道株式会社	
(中略)		(中略)		
		<u>別表第 6（第 47 条）TOICA 乗車券を発売する他社</u>		
		<u>会社名</u>		
		<u>愛知環状鉄道株式会社</u>		

附則
この通達は、平成 31 年 3 月 2 日から施行する。